



官報附録

昭和二十年四月七日
昭和二十年四月七日
日曜
（毎週一内閣官房発行）

五錢

週報

第二十五號
昭和二十年四月七日

○母子保護法に就て

（社會局）

○第七十回帝國議會の

（内閣官房）

概観

—（國際時事解説）—

○最近のヨーロッパ情勢

（外務省情報部）

1013

2-1-3

週報

號五十二第
日七月四年二十和昭

官報附録

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十一年四月七日發行
(每週一回水曜日發行)

五錢

○母子保護法に就て
(社會局)

○第七十回帝國議會の概観
(内閣官房)

○最近のヨーロッパ情勢
(外務省情報部)
—(國際時事解説)—

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報各號掲載事項抜萃

税制改革の要領	一八	ブラジル移民に就て	一九
電力統制の必要性	二〇	再開後の議會に於ける税法案の概要	二〇
地方財政及税制改革	二一	思想戦より觀たる防共	二一
陸軍軍備の本格的充實	二二	日滿關係の現狀	二二
農村經濟更生と特別助成	二三	五箇條御誓文奉戴七十年に當りて	二三
小學校教員俸給の道府縣負擔	二四	五箇條御誓文の由來	二四
滿洲移民の現況と其の將來	二五	農地法案に就て	二五
航空國策に就て	二六	我國財政の變遷	二六
思想保護觀察制度の實施	二七	防空法案に就て	二七
國民健康保險制度の要領	二八	郵便料金の改定	二八
來年の豫算	二九	國民健康保險法案に關する諸問題	二九
國際觀光事業の一般趨勢	三〇	國際時事解説	三〇
羊毛工業の現在と將來	三一	▽第二十三號	三一
金融機關を語る	三二	東北振興計畫の要領	三二
退職積立金及退職手當法の施行に就て	三三	歐洲の觀光事業	三三
皇室の御近狀	三四	我國の自動車數	三四
海運國策に就て	三五	在米邦人の現況	三五
義務教育年限の延長	三六	▽第二十四號	三六
關稅制度改革の要領	三七	紀元二千六百年に就て	三六
保健國策に就て	三八	國防上より見たる米穀の問題	三七
治水の根本資源	三九	我國に於ける犯罪現象	三七
列國の原料資源	四〇	永代借地權の撤廢成る	三九
紀元節制定の由來	四一		
海上戰闘力の就て	四二		
文化勳章の制定	四三		

母子保護法に就て……………社 會 局……………(一)

第七十回帝國議會の概観……………内 閣 官 房……………(二三)

——(國際時事解説)——

最近のヨーロッパ情勢……………外務省情報部……………(二三)

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(三〇)

本誌より轉載の場合、「週報」に依る旨を明記し
且情報委員會宛三部送付せられたし
本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關し
ての意見は進んで情報委員會に申出でられたし

母子保護法に就て

社 會 局

一 母子保護問題の沿革

我國に於て母子保護問題が論議考究される様になつたのは比較的最近の事であつて、明治初年に「棄兒養育米給與方」、「三子山産ノ貧困者ニ對スル養育米給與方」、「恤救規則」等相踵いで施行にはなつたけれども、之等の法規は不遇兒童のみを保護するに止まつて、其の母に對しては何等保護の手を延ばしてゐなかつたのである。

大正年間に入つて、社會狀勢の變化に伴ひ經濟生活は次第に變化し、子女を擁する婦人にして、貧困の爲勞働市場に参加する者遽に増加し、之等の者に對する根本的保護方策確立の必要が朝野の間に稱へらるゝに及んで、大正七年勅令を以て設置せられた救濟事業調査會は、兒童保護に關する諮問に對し、大正八年十月兒童保護施設要綱を決議答申したが、右要綱中に於て母子扶助に關する法制制定の急務なるを認むるに至つた。之が我國に於て母子保護制度に關し公に考究された最初のものである。

次いで大正十五年に設置せられた社會事業調査會は、内務大臣の兒童扶助制度に關する諮問に對し、兒童扶助法案要綱を答申したが、此の中にも母子保護制度に相當する内容が盛り込まれてゐる。

然るに其の後、社會事業調査會は社會事業の體系に關する諮問を審議し、其の中に於て一般救護に關する體系を決議するに至り、政府は之に基いて救護法案を立案することとなり、同法案中に救護の客體として十三歳以下の幼者及幼兒哺育の母をも含め、以て母子保護に關する要旨の一部を採り入ることとし、昭和四年之が制定公布を見るに至つたのである。

然るに近時經濟界の不況は益々深刻を加へ、庶民生活の困窮は愈々増大し、殊に子女を擁する母にして夫を失ひ生計維持と子女養育の二大責務に苦惱するものが増加して來たので、救護法とは別個に母子保護のみを内容とする特別法制を確立すべしとの要望が再び擡頭し、昭和六年より殆ど毎議會に、母子保護に關する法律案竝に建議が提出され、又一方社會事業に關する各種會合に於ても、母子保護法の制定竝に母子ホームの擴充等の問題が、中心的議題として論議せられ、本法に對する社會的輿論は益々昂揚せられ、只管母子保護法制の制定實施が待望されつゝ今日に及んだのである。

政府に於ても本制度に關しては常に社會の氣運を察し、其の調査研究を續けてゐたのであるが、今回國民生活の安定に資するが爲、多年の懸案であつた母子保護法の實施を圖ることとなり、昭和十一年十二月社會事業調査會に對し内務大臣より諮問し、其の決議要綱に基いて茲に愈々母子保護法の立案を見たのである。

二 母子保護法制定の必要

國家の將來を擔ふ者は兒童であり、兒童の健全なる發育は一に其の母の力に俟たねばならない。故

に母たる者の子女教養の任務は誠に崇高にして重大なものと言はねばならない。而して母をして此の任務を完うせしむるのは、家計を維持し妻子扶養の地位に在る夫の責任であることは言ふ迄もないが、夫を失ひたる場合又は夫が傷病等の爲勞働不能に陥つた様な場合には、母は子女教養の任務に加へて、更に家計維持の任務をも負はねばならず、此の兩任務を兩つながら完うすることは容易の業ではない。我國社會の實情を見る時、斯る不幸な母子の貧窮に悩む者甚だ多く、生活の爲子女を犠牲にし、或は子女教養に追はれて生活不能となり、終に悲惨な母子心中の如き結果を惹起する事例多きことは世人の良く識る所である。

故に斯る不幸な母子を保護すべき制度の必要なることは前述せる如く夙に識者の唱へた所であり、諸外國に於ては早くから種々な形に於て、斯る貧困母子を保護する社會的立法が制定されてゐる。勿論政府に於ても前述した如く、早くから研究を重ね來り、昭和四年救護法制定に當つても其の中に母子保護の趣旨を採り入れ、貧困の爲生活することの出來ない十三歳以下の幼者を救濟し、又必要に應じては其の母をも併せて救護することになつたのであるが、勞働能力ある母を保護する場合は極めて制限せられ、幼者の哺育上必要な場合即ち子が一歳以下の場合に限定されてゐるので、遍く貧困な母をして安んじて子女教養の任を完うせしむるには足らない。

斯る事實に鑑みる時、救護法に對する特別法制として、貧困母子を一體として保護する母子保護法を制定し、夫を失へる母をして其の本分を完うせしむると共に、國家の將來を擔ふ兒童の健全なる發育を圖ることは正に刻下の急務なのである。

三 母子保護法の概要

母子保護法は十五箇條より成るのであるが、今其の概要を解説すれば次の如くである。

(一) 扶助を受ける者

一 扶助を受ける者の資格要件

本法に依り扶助を受ける者の資格要件としては、左の三事項を具備することが必要である。

(イ) 十三歳以下の子を擁する母なること

本法は其の目的とする所が、母をして其の本来の任務である子女養育の重任を完うせしめ様とするものであるから、先づ本法に依り扶助を受ける者を「母」に限定し、次に我國の家庭生活の實際上、祖母が母に代りて孫を養育する場合が多いのに鑑みて、「孫を擁する祖母」を加へ、我國家族制度の美點を出さんとした。勿論「母と看做される祖母」は命令に依つて規定せられるのであつて、其の範圍は母に準じて適當に限定せられる筈である。

子の年齢を「十三歳以下」と定めたのは、救護法との均衡を考慮したものであり、大體十三歳位迄は兒童の身心の發育上から見て、之を扶助する必要ありとしたのである。

「子を擁する」とは「子供をかへる」との意である。即ち母が子と同一の家庭に於て、其の膝下で子を養育する場合を指してゐるもので、里子に出してゐる如く母が子と起居を共にしてゐない場合は含まない。何故「子供をかへてゐる母親」と規定して居るのか。謂ふ迄もなく、子女が

母親の膝下に在ることが子女の養育に取つて缺くべからざることだからである。

(ロ) 貧困の爲生活すること能はず又は其の子を養育すること能はざること

本法は固より生活し得る者を扶助せんとするのではない。救護法同様所謂救貧法制の系統に屬するものであり、「貧困の爲」を其の重大要件としてゐるのである。茲に貧困と謂ふは、社會通念上必要と認めらるゝ生活資料の不足してゐる状態を指すのであつて、其の爲母が最少限度と認むべき生活を維持することが出来ず、又は子の生活及教育に必要な扶養を爲すことが出来ない場合が要件となつてゐるのである。而して貧困なりや否やの認定は、現代の社會に於ては、消費經濟が多く個人を單位とせず家族又は世帯を單位として行はれてゐるから、通常家族又は世帯に於ける經濟状態を以て考察すべきものである。

(ハ) 母に配偶者なきか、又は配偶者あるも無きに準ずべき状態にあること

本法制定の理由は、子女を擁する母が其の家計維持者である夫を失つた場合に、母の本来の任務であり天職とも謂ふべき子女教養の責務を完うせしめんとするものであるから、母に勞働能力ある夫——内縁關係の夫も含む——ある場合は、本法は適用する限りではない。即ち夫は其の勞働能力を失はない限り、家庭に在つては妻子扶養の責任を有するものであり、其の責任を尊重するのは我國家族制度の本旨に適ふ所以であるから、本法に於ては、寡婦又は之に準ずる場合即ち母の配偶者が、(一)精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふこと能はざるとき、(二)行方不明なるとき、(三)法令に因り拘禁せられたるとき、(四)母子を遺棄したるときの場合でなければ、扶

助を爲さない建前を採つてゐるのである。従つて夫が失業してゐる様な場合は、夫に未だ勞働能力ありとして扶助しないのである。

二 扶助を受ける者の缺格條項

本法に於ては、十三歳以下の子を擁して貧困の爲生活することが出来ず又は子を養育することの出来ない母は、原則的には扶助を受けるのであるが、子女の養育を完うせしむるといふ本法の目的よりして、母親が「性行其の他の事由に因り子を養育するに適せざるとき」は扶助を爲さないのである。之は本法全體を通ずる目的即ち其の道德的意義に著眼すれば當然の制限である。而して此の認定は市町村長が爲すのであるが、認定に際しては十分に注意して、實際其の局に當つてゐる方面委員等の意見を参考にすべきものである。

三 扶助を受ける者と扶養義務者との關係

家族制度を以て社會生活の根底と爲す我國に在つては、國家的扶助の制度を樹つるに方りては、扶助と扶養義務との關係は慎重な考慮を拂ふべきものである。民法が人倫の情義と道德の觀念を基礎として家族制度上認めたる扶養義務を度外視して、國家的義務として扶助を行ふことは、我國古來の醇風美俗を傷ける惧があるから、本法に於ては、扶養義務に關する民法の家族制度上の美風は之を尊重し、「扶助を受けるべき母子に夫々扶養義務者あり而して其の者が扶養能力あるときは」、其の扶養義務者をして扶助を爲さしめ本法では扶助しないのである。然し乍ら扶助を要する事情が切迫して捨て置き難き場合、例へば扶養義務者は有るも其の者が遠隔の地に在つて、直ちに扶助を

開始することが出来ず而も其の必要急なる如き「急迫の事情ある場合」は、扶養義務を顧慮する途がないから、國家が臨機に扶養義務者に代つて扶助を爲すのである。

四 扶助を受ける者に對する注意及制裁

本法に於ては、前述の資格要件を具備する者ある時は、市町村長が扶助を行ふのであるが、少くとも國家が一定の目的の下に義務的扶助をなす爲には、其の目的に適合する様な處置を執る必要があり、又場合に依つては扶助を爲すことが却て本法の趣旨に反することも有り得るのであつて、斯る場合には扶助の拒否又は取消を爲し、又は一定の制裁を加へる必要があるのである。

(イ) 注意

本法は扶助を受ける母親に對して、市町村長が「其の子の養育上必要なる注意」を與へる權能を規定し、本法の大目的たる子女養育に對する萬全策を採つてゐる。茲に謂ふ「注意」とは市町村長が子女の養育上必要なりと認めたる事項を注意すること、強制的な性質を有するものではない。即ち母は市町村長が與へた注意に従ふべき法律上の義務は負はないが、此の注意を遵守しない時には、第十條に規定するが如く、市町村長は扶助を爲さないことを得る效果を生ずるのである。

(ロ) 制裁

一、扶助を受ける母が、(イ)本法に基きて發する命令の規定に依る處分に従はざるとき (ロ)故なく扶助に關する調査を拒みたる時 (ハ)第七條の規定に依る市町村長の注意に従はざるときは、扶助を爲しても結局本制度の期待する效果は生じ難いのであるから、斯る場合は市町村

長は初めから扶助を爲さず、又は一旦開始した扶助の取消を爲し得ることとしたのである。

二、本法所定の條件に適合せざるに拘らず扶助を受け、又は受けしむる爲に欺罔手段を弄する様な場合は、世上往々に考へ得る。斯る弊害を未然に防止する爲に、本法は方面委員令に依る方面委員をして、扶助すべき母子の調査に當らしむることとしてゐるが、多数の扶助事務を取扱ふ市町村長は、中には不正手段に欺罔せられて誤つた扶助を行ふ場合も生ずる。斯る場合には之を取消し、或は既に與へた扶助に付其の費用を返還さすべきも、之等のことのみでは足りないが故に、「詐偽其の他不正の手段に依り扶助を受け又は受けしめたる者」に對しては、「三月以下の懲役又は百圓以下の罰金」を課し、以て扶助事務の適正なる運用を期すると共に、一般刑法の詐欺罪に依る刑の軽減を計らんとしたのである。

(二) 扶 助 機 關

一 扶助の執行機關

元來救護法に於ては、救護機關として「被救護者の居住地の市町村長、其の居住地なきとき又は居住地分明ならざるときは現在地の市町村長」と定められてゐるが、本法は母親をして其の子を自己の膝下で養育さす趣旨なるに鑑み、一定の居住を有しない母には本法の期待する子女の養育は望み得ないので、居住地ある母のみを扶助することとし、「母の居住地の市町村長」のみを扶助の執行機關とした。尤も其の居住地に於ける居住期間の長短は問はないから、一旦母の居住地へ定まれば

直ちに扶助は開始し得るのである。

二 扶助の補助機關

従來各種社會事業の運用上、補助機關としての機能を最も能率的に果して來たものは、各地に任意的に發達して來た方面委員制度であつて、方面委員は日常貧困者に接して其の生活の各方面に互つて救済指導を爲し、相當な成績を擧げて來て今日では救貧防貧事業遂行上不可缺の存在となつてゐる。殊に昭和十一年十一月方面委員令が制定せられてからは、方面委員は法制上の基礎を持つ様になつたので、救護法に於ても今回従來の委員に關する規定を改正して、法制上當然に方面委員を以て市町村長の救護事務の補助機關とした。本法に於ても同様に、方面委員をして市町村長の行ふ母子保護事務を補助することとしたのである。

(三) 扶 助 の 種 類 及 方 法

一 扶助の種類

扶助の種類として本法は左の四つを認めたと、助産を認めてゐない。之は本法に於ては其の必要も少く、若し必要あらば救護法に於て救済し得るからである。

- (イ) 「生活扶助」 母の生活に必要な資料又は之に要する費用を補給することである。其の補給方法は金銭又は物品の給與に依るのであり、其の限度は命令で定められる筈である。
- (ロ) 「養育扶助」 子の養育に必要な費用、即ち子の生活費教育費等、一切の子の日常生活の費

用を補給することであり、其の方法も前同様金銭又は物品の給與に依り行ふのである。
 (一) 「生業扶助」 母に其の家計を助くる生業を得しめる爲に行ふ扶助である。其の方法は生業に必要な器具、資料又は資金の貸與又は給與に依るのであり、其の範圍も亦扶助を受ける者の自營の途を講ずるに必要な範圍に止めるのである。

(二) 「醫療」 母又は子の疾病傷痍を治療す爲の扶助であり、之は醫師をして診察處置投薬等を行はしめるもので、原則として母の居室に於て行ひ、必要あれば入院も許すのである。

二 扶助の方法

扶助の方法としては、收容、居室の二方法があるが、本法に於ては扶助は原則として母の居室に於て之を行ふこととした。蓋し本法の目的たる子女の完全な養育は、居室に非ざれば達し難しと認められたらあつて、唯入院等の如く必要ある場合に限り、例外的に「居室以外の場所」に於ける扶助をも認められたのである。而して扶助を爲す以上、之に依つて少くとも母の生活及子の養育を完うせんとするのは勿論であるが、國家が義務として行ふ扶助には自ら限度がなくてはならない。必要以上の扶助を爲すことは本旨でないから、扶助は「母の生活及子の養育に必要な限度」に於て行ふことにし、其の範圍程度及方法等に關しては勅令を以て標準を定めることにしたのである。

三 埋葬

扶助を受けてゐる母又は子が死亡した場合、後に残つた子又は母が埋葬を行ふことが出来ないのは普通のことであるし、又其の親族等にしても貧困の爲埋葬費用を支出することの出来ない場合は

極めて多い。故に斯る場合に在つては、扶助を爲した市町村長は扶助の延長として自ら埋葬を行ふか、又は埋葬を爲した者に對して埋葬費を給することにしたのである。而して其の費用支出の限度又は支出費用の市町村長への請求様式等に關しては、勅令に規定せられる筈である。

(四) 保護施設

救護法に於ては救護施設を認め、相當効果を擧げてゐるので、本法に在つても救護法の斯る施設に準じて、母子保護の施設を認め以て本制度運用の萬全を圖らんとしたのである。

「母及其の子を保護する爲必要な施設」とは、所謂母子ホームであつて、母子を居住せしめた上之を保護することを目的とした施設である。勿論此の種施設に附帶して授産、託兒等の施設を爲すことが適切である。而して斯る保護施設の「設置管理廢止其他施設に關し必要な事項」は命令で規定される筈である。

本施設の設置主體に付ては、本法は別段何等の制限を設けなかつたが、「市町村及私人」が本施設を設置せんとする場合に於てのみ、地方長官の認可を受けしめることとした。蓋し此の種施設は多數の母子を收容するものであるから、十分監督を行ふ必要あるのみならず、本法に於ては種々の特典をも與へた故に、不當な目的から施設を設けんとする者、又は不完全な設備を爲さんとする者等を排除せんとしたのである。然らば如何なる特典が與へられるかと言へば、「市町村の設置したる保護施設の費用」及「私人の設置したる保護施設の設備に要する費用」に對しては、國庫は「二分の一」、道府縣は「四分の一」の補助を爲し、又「主として保護施設の用に供する建物」及「其の建物の敷地其他主と

して保護施設の用に供する土地に對しては、公共團體は「租税其の他の公課を課し得ないことになつてゐるのである。斯る特典を有するが故に、此の種の保護施設が「本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは、地方長官は與へた認可を取消し得るのである。

(五) 費用の負擔關係

母子保護に要する費用に關しては、本法は救護法の規定を準用してゐる。蓋し特別法とは謂へ本法も一つの救護法であるから、其の費用負擔の點に付ては、一般救護法である救護法と同様にすべきものだからである。

即ち國庫は、扶助及埋葬に要する費用、方面委員が職務を行ふ爲必要な費用、保護施設の費用に付ては、道府縣及市に對しては其の二分の一、町村に對しては其の十二分の七を補助し、道府縣は前述の費用に付ては、市町村に對して其の四分の一を補助することになつて居るのである。

右の如き本法施行上の費用負擔に關しては、全額國庫負擔にすべしとの議論もあるが、凡そ扶助救濟の如きは隣保相扶の情誼を中心とすべきものであり、且又濫救を防止すると云ふ建前から、本法に於て實際上の扶助機關を市町村長にすると共に其の費用の一部負擔を地方團體に課した次第である。

以上は母子保護法の概説であるが、本法施行に要する費用は一箇年約四百七十三萬圓、此の中國庫補助額は約二百五十九萬圓餘であり、昭和十三年一月一日から施行される豫定であるから、昭和十二年豫算に於ては、三箇月分の國庫補助豫算額六十四萬圓餘を計上してゐる。而して本法施行の曉には一箇年凡そ九萬五千餘の母子が救濟されるのであるから、我國の社會立法史上特筆すべき立法であらうと思ふ。

第七十回帝國議會の概観

内閣官房

第七十回帝國議會は昨年十二月二十四日召集、同二十六日臨幸を仰いで新議事堂最初の開院式が行はれ、一旦年末年始の休會に入り、本年一月二十一日再開されたのであるが、適當日衆議院に於ける議事から延いて、二十二日より二十三日迄二日間の停會となり、而も二十三日には内閣總辭職となつて、議會はしばらく休會するに至つたのである。

二月二日新内閣は成立したが、議會に臨む準備を整へる爲に同月四日より十日迄七日間及十一日より十四日迄四日間の二回、停會を奏請するに至つた。

かくて二月十五日再開、兩院に於て審議が進められたが、會期満了日たる三月二十五日に至り、三十一日迄六日間會期延長、其の終了日に至つて突如衆議院は解散され、貴族院は停會されるに至つたのである。政府から發表された解散奏請の理由は左の通りであつた。

現下内外の情勢に對處して時艱の克服國運の進暢を期せんが爲には、正しき意味に於ての朝野協力に依らねばならぬ。仍て政府は組閣勿々議會に臨み、誠意を竭して議案の成立を圖つたのであるが、最近衆議院に於ける審議の狀況は極めて誠意を欠き、故らに國防、國民生活に至大の關

保ある重要法案の進行を阻み、緊切なる時務を凝滞せしめ、果して眞に重大時局を認識し、立憲の洪猷翼賛の誠を效せるやを疑はしむるのである。議會刷新の急務の唱へらるゝ、寔に故無しとせぬ。乃ち政府は此の際國民の公正なる良心に訴へ、是非を天下に問ひ、依て以て帝國憲政の本義を顯現するの階梯たらしむると共に、此の時期に於て國民の堅實なる政治的自覺の確立を期待し、朝野協力、今日の重大時局打開に力を效さんことを望み、茲に已むを得ず衆議院の解散を奏請致した次第である。

前内閣當時提出した昭和十二年度豫算案は、新内閣になつて二月三日一旦之を撤回し、十五日再提出、其の後之が修正を行ひ、歳入歳出總額二十八億三千九百七十九萬七千九百七十一圓となつたが、衆議院に於ては三月八日、貴族院に於ては三月二十九日可決されたのである。参考の爲右修正豫算額を所管別に表示すると左の通りである。

皇室費	四、五〇〇、〇〇〇	外務省	三三、五七二、七八二
内務省	二六一、〇五一、六八〇	大藏省	五四四、八九六、五七七
陸軍省	七二七、九六五、三四〇	海軍省	六八一、六五三、六一六
司法省	四二、一〇八、七八二	文部省	一四四、四八四、三八〇
農林省	一一五、六八四、二七八	商工省	二六、八一四、二一四
逓信省	二〇七、四四七、〇二一	拓務省	一三、七五九、三〇一
計	二、八一三、九三七、九七一		

尙昭和十一年度追加豫算案は、三月八日衆議院に提出せられ、二十二日に兩院を通過し、昭和十二年度追加豫算は三月十八日衆議院に提出せられ、同月二十九日貴族院を通過した。法律案は前内閣當時提出された五十一件を、新内閣になつて一旦撤回し、新に提出されたもの八十三件に及んだが、内兩院の議決を経たものは四十八件である。

又貴族院を通過し衆議院に於て議了に至らなかつたものは十六件、衆議院を通過し貴族院に於て議了に至らなかつたもの五件、貴族院に於て修正の爲衆議院に於て再審議のもの一件、衆議院のみで遂に審議未了に終つたものは十三件である。

以下通過した法律案で四月一日迄に公布になつたものノ内容を概略説明する。(法律第二號までは前號の週報参照)尙今後公布のものに就ては、公布の都度「最近公布の法令」欄に於て解説するが、主務省に於て特に詳しい解説を出すものもあらう。

- 臨時租税増徴法(法律第三十號)
 - 法人資本税法(法律第三十一號)
 - 外貨債特別税法(法律第三十二號)
 - 揮發油税法(法律第三十三號)
 - 有價證券移轉税法(法律第三十四號)
- 以上法律に付ては、週報第十九號「再開後の議會に於ける税法等の概要」に解説があるから之を参照せられたい。

尙之等の法律に關聯して次の勅令が制定された。

- 法人資本税法施行規則(勅令第三十一號)
- 外貨債特別税法施行規則(勅令第三十二號)
- 揮發油税法施行規則(勅令第三十三號)
- 有價證券移轉税法施行規則(勅令第三十四號)
- 所得税法施行規則中改正ノ件(勅令第三十八號)
- 營業收益税法施行規則中改正ノ件(勅令第三十九號)
- 相續税法施行規則中改正ノ件(勅令第六十號)

尙昭和十一年度追加豫算案は、三月八日衆議院に提出せられ、二十二日に兩院を通過し、昭和十二年度追加豫算は三月十八日衆議院に提出せられ、同月二十九日貴族院を通過した。法律案は前内閣當時提出された五十一件を、新内閣になつて一旦撤回し、新に提出されたもの八十三件に及んだが、内兩院の議決を経たものは四十八件である。

又貴族院を通過し衆議院に於て議了に至らなかつたものは十六件、衆議院を通過し貴族院に於て議了に至らなかつたもの五件、貴族院に於て修正の爲衆議院に於て再審議のもの一件、衆議院のみで遂に審議未了に終つたものは十三件である。

以下通過した法律案で四月一日迄に公布になつたものノ内容を概略説明する。(法律第二號までは前號の週報参照)尙今後公布のものに就ては、公布の都度「最近公布の法令」欄に於て解説するが、主務省に於て特に詳しい解説を出すものもあらう。

- 臨時租税増徴法(法律第三十號)
 - 法人資本税法(法律第三十一號)
 - 外貨債特別税法(法律第三十二號)
 - 揮發油税法(法律第三十三號)
 - 有價證券移轉税法(法律第三十四號)
- 以上法律に付ては、週報第十九號「再開後の議會に於ける税法等の概要」に解説があるから之を参照せられたい。

輸出菓子糖菓原料砂糖戻税法施行規則中改正ノ件(勅令第三十二號)公布
 明治四十四年勅令第八十六號砂糖消費税
 織物消費税等ノ徴收ニ關スル件(勅令第三十二號)公布
 間接國稅犯則者處分法施行規則中改正ノ件(勅令第三十二號)公布
 又之に關聯して臺灣、樺太に於ても左の勅令が制定された。

行政諸法臺灣施行令中改正ノ件(勅令第三十二號)公布
 臨時租稅増徴法第十七條ノ規定ヲ臺灣ニ施行スルノ件(勅令第三十二號)公布
 揮發油税法ヲ臺灣及樺太ニ施行スルノ件(勅令第三十二號)公布
 大正十一年勅令第五百二十六號間接國稅犯則者處分法ヲ臺灣ニ施行スルノ件(勅令第三十二號)公布
 樺太臨時租稅増徴法(勅令第三十二號)公布
 臨時租稅増徴法中釐運稅及其ノ附加稅並ニ砂糖消費税ニ關スル規定ヲ樺太ニ施行スルノ件(勅令第三十二號)公布
 樺太法人資本税金(勅令第三十二號)公布
 樺太資本利子税金(勅令第三十二號)公布
 樺太外債特別稅金(勅令第三十二號)公布

樺太相續稅金(勅令第三十二號)公布
 ○昭和十二年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律(法律第三十號)公布
 昭和十二年度一般會計歳出及同年度歳出豫算翌年度繰越額の財源に充てる爲、他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十二年度及昭和十三年度に於て四億八千七百五十萬圓を限つて公債を發行し又は借入金を得ることにしたものである。

○一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律(法律第三十號)公布
 一般會計歳出の財源に充つる爲、當分の内毎年度豫算に定められた所に從つて、通信事業、帝國鐵道、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の各特別會計より一般會計に繰入金を爲し得ることを定めたものである。
 ○一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲大藏省預金部特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律(法律第三十號)公布
 昭和十二年四月一日から、郵便貯金利率は二厘四毛方引下げられた爲、大藏省預金部特別會計に於て、將來、毎年度約八百萬圓の餘裕金を生ずる見込である。右餘裕金は、其の性質上出來得る限り、社會政策的財源に充つるの適當である認めらるゝので、昭和十二年度以降毎年度、他の法律に依つて繰入金を爲すもの外、更に六百萬圓を限り、大藏省預金部特別會計より、一般會計に繰入れ得ることを定めたものである。

○昭和七年法律第一號中改正法律(法律第十號)公布
 滿洲事件に關する經費支辨の爲起債し得る金額の限度を更に二億六千五百九十萬圓増したものである。

○對支文化事業特別會計法中改正法律(法律第十號)公布
 對支文化事業特別會計の資金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預入れて運用することに定められてゐたのを改めて、對支文化事業調査會に諮問し、勅令に定められた所に依つて、其の他の有利、且、確實な方法を以て運用することが出来ること、爲し、且、亦、膠濟鐵道國庫證券中、一般會計に保有せられてゐるものを、對支文化事業特別會計に歸屬せしめ、對支文化事業特別會計より、右國庫證券の額面金額、及其の昭和十二年一月一日より同年三月三十一日迄に屬する利子額に相當する金額を、一般會計に繰入るゝ爲改正せられたものである。去る四月一日から施行せられた。

○東京農業教育專門學校創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律(法律第十號)公布
 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所を昭和十二年度より獨立せしめて東京農業教育專門學校と爲すために昭和十一年度末現在の東京帝國大學資金で東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所の用に供するもの及昭和十一年度東京帝國大學の歳入殘餘で同帝國大學農學部附屬農業教員養成所に關

し生じたものを學校及圖書館資金に編入する等の規定を設けたもので昭和十二年度より施行せられた。

○朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律(法律第十四號)公布
 朝鮮國有鐵道に關聯し經營する自動車交通事業の用品の購入、貯藏等を朝鮮鐵道用品資金會計に於て爲さしめんとするものであつて、昭和十二年度より施行せられた。
 ○朝鮮事業公債法中改正法律(法律第十四號)公布
 朝鮮總督府特別會計に於ける昭和十二年度以降の修築改良費追加額の一部の財源は、同特別會計の現下の財政狀況に鑑み、之を公債に依るの必要があるので、公債發行限度を六億九千六百二十萬圓より八億四千五百五十萬圓に増加したものである。
 ○絲價安定施設特別會計法(法律第十七號)公布
 絲價安定施設特別會計法(法律第十七號)公布
 繭絲價の騰落の防止を圖り、繭絲業の安定と其の

發達を期する目的を以て制定せられ、製絲業者は本法に基いて主務大臣の認可を受け、組立組合を設立し、此の目的達成の爲に活動することになつてゐる。従つて本法中には此の組合の設立、事業、監督、議決機關、役員等に関する規定がある。而して本法は勅令第五十一號（三月三十一日公布）を以て、其の施行期日を四月一日と定められた。

又此の法律に基いて爲す政府の施設に關する歳入歳出の爲には、絲價安定施設特別會計法が制定せられ、昭和十二年度より施行せられた。尚此の兩法に伴つて、絲價安定施設法施行令（三月三十一日公布）、絲價安定施設特別會計規則（三月三十一日公布）が制定された。

○救護法中改正法律（三月三十一日公布）
最近要救護者の増加に伴ひ、救護費支出額の増嵩を來し、國庫補助率は漸次低下するに至つたので、國庫補助率を確定し、本法の回滑なる運用を圖る爲、救護費及救護施設費に對する國庫補助率二分の一以内と定められた。對しては、府、縣、市及私人の負擔に係るものに對しては、二分の一、町村の負擔に係るものに對しては、二分の一の七の確定率と爲す等の爲に改正を加へられたものであつて、施行期日は勅令を以て定められる。

○母子保護法（三月三十一日公布）
別稿「母子保護法に就て」の通りである。

○軍事救護法中改正法律（三月三十一日公布）

軍事救護法は施行（一九二七年）以來相當の實績を收められたが、現下の社會情勢に鑑みて、其の適用範圍を更に擴張し、軍事扶助の徹底を期したもので、其の適用範圍の擴張せられた點は、（一）故意又は重大なる過失なくして、在營中又は應召中傷病を受け、若し疾病に罹り、一種以上の兵役を免除せられた者及其の家族、遺族をも扶助する。（二）下士官兵又は傷病兵に依つて扶養を受くべき者で、同一の家に在らずとも、同一の世帯に在る者は扶助する。（三）下士官兵の家族に對する扶助は、下士官兵又は召集解除の日より二十日以内之を繼續し得ること。（四）扶助を受くべき者は生活すること能はざるものに限らず、生活困難なる者をも扶助することとしたこと等、法律の名稱も軍事扶助法と改められ、尙本法施行の期日は勅令を以て定められる。

○北海道舊土人保護法中改正法律（三月三十一日公布）

北海道舊土人保護法は、制定以來既に三十餘年を経過し、舊土人生活の現況及其の環境に照して適當でない點が多いので、今回此の保護制度を一層適切ならしむる爲改正を行つたもので、舊土人農業従事者に下付せられた土地の譲渡又は物權の設定に關する制限や、課税制限の撤廢其の他貧困な舊土人に對する給與の擴張等の改正が加へられた。

○輸出補償法中改正法律（三月三十一日公布）

最近の通商情勢の變化に對應し、輸出補償制度を積極的に活用するの途を開き、輸出補償の伸張に資する爲、補償限度を一割方引上げ、尙補償の範圍を擴張し、且、又、手形法の用語に從つて、用語の整理を行つたものであつて、施行期日は勅令を以て定められる。

○漁船保險法（三月三十一日公布）

漁船再保險特別會計法（三月三十一日公布）
漁船及漁具に對する損害を填補し、漁船の資金化を容易にし、漁業經營の改善を期し、漁業者の生活を保障することを目的として制定せられたものであつて、適當な地域毎に漁業者は漁船保險組合を設立し、此の組合に於て相互主義の元受保險を爲すことを定め、尙、更に、危険を分散する爲、其の再保險を政府が管掌し、之を經營する爲、特別會計を設置することを定めたものであつて、漁船保險法の目的たるべき漁船及其の施行期日は、勅令を以て定められる。

○森林火災保險特別會計法（三月三十一日公布）

森林火災保險特別會計法（三月三十一日公布）
火災に因る森林の被害は巨額に達し、就中、幼齡林の被害特に激甚なるに鑑みて、其の損害を

○地方鐵道補助法中改正法律（三月三十一日公布）

陸上交通の現況に鑑み、地方鐵道の普及發達を目的とする現行補助制度を改め、地方鐵道の運営を保持し、効用を増進せしめることを目的とする新補助制度を設けるもので、建設費の百分の四に相當する金額より益金を控除した殘額を限度とし、運輸數量に基き命令の定める所に依つて計算した補助金を交付するものであつて、昭和十二年四月一日より施行せられる。

○會計検査院法中改正法律（三月三十一日公布）

會計検査院に於ける検査事務激増の爲、現在の三部制に對して一部を増設し、部長一名、検査官二名、副検査官四名を増員して検査能力の擴充を圖るもので、昭和十二年四月一日より施行せられる。

○昭和十二年度一般會計歳出入ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律（三月三十一日公布）

政府をして他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十二年度一般會計歳出入の財源に充てる爲同年度に於て更に五千二百二十萬圓に限つて公債を追加發行することを得しむるものである。

てゐる。尙本法の施行期日は勅令を以て定められる。

○輸出補償法中改正法律（三月三十一日公布）

最近の通商情勢の變化に對應し、輸出補償制度を積極的に活用するの途を開き、輸出補償の伸張に資する爲、補償限度を一割方引上げ、尙補償の範圍を擴張し、且、又、手形法の用語に從つて、用語の整理を行つたものであつて、施行期日は勅令を以て定められる。

○漁船保險法（三月三十一日公布）

漁船再保險特別會計法（三月三十一日公布）
漁船及漁具に對する損害を填補し、漁船の資金化を容易にし、漁業經營の改善を期し、漁業者の生活を保障することを目的として制定せられたものであつて、適當な地域毎に漁業者は漁船保險組合を設立し、此の組合に於て相互主義の元受保險を爲すことを定め、尙、更に、危険を分散する爲、其の再保險を政府が管掌し、之を經營する爲、特別會計を設置することを定めたものであつて、漁船保險法の目的たるべき漁船及其の施行期日は、勅令を以て定められる。

○森林火災保險特別會計法（三月三十一日公布）

森林火災保險特別會計法（三月三十一日公布）
火災に因る森林の被害は巨額に達し、就中、幼齡林の被害特に激甚なるに鑑みて、其の損害を

填補し、再造林を容易にして、林地の荒廢を防止し、林制の保護を圖り、林業の振興を期する爲、林齡二十年未滿の森林に對して、國營保險制度を樹立し、之を經營する爲、特別會計を設置したものであつて、保險金額、森林火災國營保險法の施行期日等は、勅令を以て定められる。

○地方鐵道補助法中改正法律（三月三十一日公布）

陸上交通の現況に鑑み、地方鐵道の普及發達を目的とする現行補助制度を改め、地方鐵道の運営を保持し、効用を増進せしめることを目的とする新補助制度を設けるもので、建設費の百分の四に相當する金額より益金を控除した殘額を限度とし、運輸數量に基き命令の定める所に依つて計算した補助金を交付するものであつて、昭和十二年四月一日より施行せられる。

○會計検査院法中改正法律（三月三十一日公布）

會計検査院に於ける検査事務激増の爲、現在の三部制に對して一部を増設し、部長一名、検査官二名、副検査官四名を増員して検査能力の擴充を圖るもので、昭和十二年四月一日より施行せられる。

○昭和十二年度一般會計歳出入ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律（三月三十一日公布）

政府をして他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十二年度一般會計歳出入の財源に充てる爲同年度に於て更に五千二百二十萬圓に限つて公債を追加發行することを得しむるものである。

○神戸商業大學移轉改築費ニ充用シタル金額

ノ補填ニ關スル法律(法律第二十號)ノ施行ニ依りて、昭和三年度に於て施行した元神戸高等商業學校の移轉改築の經費及昭和四年度乃至昭和十年度に亙つて施行した神戸商業大學の移轉改築の經費に充用した金額を補填する爲昭和十三年度迄に官立大學資金の内百三十二萬七千四百五十三圓を限り一般會計に繰入れることを得ることとしたもので昭和十二年度より施行せられる。

○明治四十年法律第二十一號(樺太ニ於ケル租税ニ關スル法律)中改正法律(法律第三十二號)

樺太に於ける租税をして内地の租税制度に對應せしむる爲今回新に相續税、資本利子税、外貨債特別税及法人資本税を樺太に於ても賦課徴収することとしたもので、昭和十二年四月一日より施行せられる。

○アルコール專賣法(法律第三十二號)

燃料國策に應じて揮發油混入用アルコールの供給を確保豊富ならしむる爲政府に於て其の製造販賣を爲すと共に工業用其の他のアルコールに付ても亦之を專賣と爲すこととしたもので、本法に於けるアルコールの定義(アルコール)分九十五度以上のアルコール、アルコール分は攝氏十五度の時に於て原容重百分中に含有する〇・七九四七の比重を有するアルコールの容量を云ふ、本法施行の際に於けるアルコールの製造の特許、アルコールの輸入又は移入の制限、ア

ルコール製造者に對する政府の監督、アルコール製造者の製造したアルコールの政府の收納及之に對する賠償、アルコールの販賣に關する規定其の他罰則等の定めがあつて、昭和十二年四月一日から施行せられる。昭和十二年尙本法の制定に關聯して左の勅令の改正が行はれた。
酒母、醗及醗取縮法施行規則中改正ノ件(三月三十一日公佈)
砂糖消費稅法施行規則中改正ノ件(三月三十一日公佈)

○日本銀行參與會廢止法律(法律第三十一號)

日本銀行の機能を一層發揚せしめるため、同行に新に參與理事七人以内を置き、金融業者は産業に従事し又は學識經驗ある者の中より株主總會に於て選舉し、大藏大臣之を命ずることとする等の改正を行つたもので、その施行期日は勅令を以て定められる。この改正に伴つて日本銀行參與會法は廢止される。

○日本銀行金買入法中改正法律(法律第三十號)

日本銀行金買入法に依る金買入額の増加に伴ひ政府の日本銀行に對する債務負擔の限度を二億圓より四億圓に増加し、又日本銀行に對し同行が同法に依り買入れた金を處分すべきことを命じ得ることとしたものである。

○揮發油及アルコール混用法(法律第三十九號)

本邦に於ける揮發油供給の實情に鑑み、揮發油消費の節約及液體燃料の自給促進を圖らんが爲揮發油にアルコールを混入使用せしむる制度を設けるものであつて、揮發油の製造輸入又は移入を業とする者が其の工場若し貯油所より揮發油を搬出せんとするときは其の工場若し貯油所に於て揮發油を使用し若し之を他の者に引渡さんとすると、揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者はアルコール混入計畫を定め政府の認可を受けるものとする等であつて、其の施行期日は勅令を以て定められる。

○鐵道敷設法中改正法律(法律第四十號)

鐵道系統上、政府の敷設すべき豫定鐵道線路に、神奈川縣「櫻木町」より「北鎌倉」に至る鐵道を追加したものである。

○昭和七年法律第十二號中改正法律(法律第三十五號)

昭和七年法律第十二號に依つて政府は造幣局資金として保有する銀地金の内五萬貫を限つて當該資金より之を拂出し、其の銀地金は支那在留邦人の事業復興資金として貸付けることを得るのであつて、其の拂出した銀地金は拂出の日より五年以内一般會計の負擔に於て之を補填することになつてゐるのであるが、一般會計の現狀に鑑み、此の補填を昭和二十二年末迄延期したものである。

○帝國ノ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ伴ヒ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律(法律第三十六號)

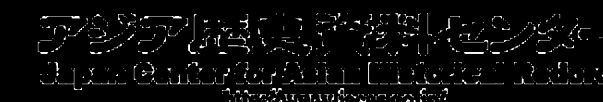
帝國の滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の調整乃至移讓に伴ひ、退官退職した者等に特別の賜金又は手當として交付する爲、額面四百萬圓を限つて公債を發行することを得ることとしたものである。

○横莊鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律(法律第三十七號)

横莊鐵道株式會社、信濃鐵道株式會社、藝備鐵道株式會社、北九州鐵道株式會社各所屬鐵道買收の爲公債を發行することとし、五分利附國債證券の行換に應じて其の價格の算定方法に付特例を設けることとしたものである。

○鐵道敷設法中改正法律(法律第四十號)

鐵道系統上、政府の敷設すべき豫定鐵道線路に、神奈川縣「櫻木町」より「北鎌倉」に至る鐵道を追加したものである。



最近のヨーロッパ情勢

—スペイン・オーストリア・ロカルノ問題—

外務省情報部

一 スペイン動亂のその後

持久戦に入つたスペイン動亂は、最近の不良な天候にも悩まされつゝ、戦局は久しく膠著の状態にあつたが、三月中旬に入るや革命軍は、三路より進んでクエンカ街道を遮断し、マドリッドを包圍せんとするの態勢を示し、中央はサラゴサ街道を進んでグアダラハラを去る十數軒のトリハロに進出し、右翼はエナールレス河流域を、左翼はクノニア河流域を何れも南下して、ブリウエガ、ハドラケ、コゴリコッド等を占領して、扇状に展開し、グアダラハラの攻撃に主力を集中して居るのであるが、グアダラハマが革命軍の手に歸することは、マドリッド戦線に致命的な影響を與へるものであるから、政府軍は死力を盡してこれを守つて居る模様である。

このグアダラハマの攻防戦には、革命軍側には一萬五千のイタリ義勇軍が中堅となつて居り、政府軍側は、三萬六千の國際軍を以てこれに當つて居ると傳へられて居るが、最近に政府軍は反撃し

てトリフエケを奪還し、イタリ義勇兵の多數を捕虜とし多量の武器を鹵獲したと報せられて居るが、マドリッド軍はバレンシア、カタロニア軍を救援しつつあるも、三軍の聯絡悪しく協力も不十分であるので、政府軍間に動搖を來しつつある模様で、その成行が注目されて居る。

かうした戦況の下に、一方各國の干渉問題は依然紛糾を重ねて居る。即ち一月十日の義勇兵禁止問題に關するイギリスの提議(週報第十五號十九頁参照)に對して、ドイツは一月二十六日に回答を發し、義勇兵の入國を即時禁止するの必要あることには賛成であり、ドイツ政府は既に内亂に關與する目的を有するドイツ人の、スペイン入國、その募集及その目的のためにスペインに赴く者の通過並に出國を禁止する法律の準備を了つたが、不干渉委員會が關係各國の執るべき手段、その效力發生の時期及取締りの方法に關して意見の一致を見次第に必要な措置を講ずるが、スペイン人でない内亂關與者を悉く同國から放逐せよといふ一月七日附のドイツの提議に對して、イギリスが回答を與へないのは遺憾であるとし、義勇兵禁止の不公平な結果を避くるために、この提議の實現を計ることが目下の急務であることを強調したのであつた。

かくて二月十六日の不干渉委員會は (一)義勇兵禁止は二月二十一日より (二)監督組織は三月七日より夫々實施すべき決議を採擇した(ホルトガルは(二)に關して留保)が、ドイツ政府は十八日附の法律を以て (一)ドイツ人の内亂参加のためのスペイン(スペイン領モロッコを含む)入國を禁止し (二)義勇兵出國及通過の取締りは内務大臣がこれに當り (三)義勇兵の募集を禁止し (四)右禁止

に反する者は禁錮に處することを定め、更に十九日外務省令を以て二月二十一日から實施することを發表した。よつて三月八日の不干渉委員會は、海陸兩方面からスペイン國境を監視する計畫を採擇し、この計畫の實施に當る不干渉事務局(英佛獨伊蘇その他三國代表より成る管)の構成並に英佛獨伊四國の監視區域の割當を行つたのであるが、更に今後の事業として(一)他の種類の間接的干渉(内亂當事者に對する財政的援助及右内亂の遷延又は悪化の惧ある外國人の入國を含む)の禁止(二)内亂に直接關係あるスペイン國內の外國人の撤退の二項について考慮すべきことを決議した。

然るに二月二十一日の義勇兵派遣禁止の實施以後に於ても、イタリアの態度は義勇兵派遣の禁止を履行せざるやに傳へられた依然としてイタリア正規兵がスペインに滞在して居る等のことがあり、各國共にこれを問題視してゐたのであつたが、恰もマドリッド戦線が政府軍の反撃に會し、革命軍側のイタリア義勇兵の敗退降服等の事實が傳へられるや、果然、三月二十三日の不干渉委員會に於て、イタリア代表グランデ大使は、義勇兵撤退問題の審議には反對であると述べて、英佛蘇代表との間に大激論を交へるに至り、義勇兵問題はまたもや暗礁に乗り上げたのである。

グランデ大使が義勇兵撤退問題の審議に反對したことは、イタリアがイタリア義勇軍敗退の面目を回復するため、更に援兵を派遣して形勢の挽回を計るが爲であらうとして、イタリアの態度は重大視されて居る。フランス新聞の報ずるところによれば、翌二十四日、デルボス佛外相は英獨大使を招いて、フランスが不干渉委員會に提案した、各國義勇兵の撤退の實現及義勇兵派遣禁止の勵行

を希望すると共に、特に獨大使に對して、イタリアが妥協的態度を採るやうに、ドイツ政府の斡旋を希望したといふことであるが、スペインの戦況と併せて、不干渉問題も全く解決困難の情勢に在るといふの外はない。

一一 オーストリアの復辟問題

スペイン問題にも増して深刻な危機を醸して居ると見られて居るのはオーストリアの問題である。最近に至つてオーストリアに於けるナチスの弾壓及復辟運動の擡頭によつて、俄然緊張した情勢を呈するに至つた。即ち昨年七月の獨伊協定以來、ドイツがオーストリアの獨立を尊重した反面に於て、オーストリアが實質的にドイツと融和して同國內に親獨的な空氣が濃厚となるであらうとドイツは期待してゐたのであるが、事は豫期に反してオーストリア政府は、ナチスを弾壓し、その文化運動にも壓迫を加へるのみならず、ドイツの最も好まないところの復辟運動を公認するが如き態度を示して居ることは、當然ドイツに對して、またドイツと協定したイタリアに對して、更にチエッコスロヴァキアその他の國々に對しても多大の刺激を與へた。

二月十四日、第三回祖國戦線大會に於てシュニツク首相は、復辟問題に關して、オーストリア國體は、一にオーストリア國民が憲法に基いて決定すべきもので、これが決定を要する際は、國家及祖國戦線に於てのみ、これを國民に問ふべきものであることを改めて強調し、親獨的政治運動に關

しては、これ等の祖國戦線の精神と一致せざる運動はこれを容認しないといふ主旨を演説したのであるが、これは明らかにナチスの運動を排撃したものに他ならないのである。而も更に復辟運動を公認したやうな態度は、甚だ意味深長なところがあり、即ちナチスの弾壓、復辟運動の公認を以て、獨逸の關係を轉換させようといふところから來て居るのであらうと見られて居る。

従つてオーストリアの現政府は、内心は復辟を欲してゐないにも拘らず、復辟運動を公認して居るのであるが、それは今日のオーストリアの情勢からして已むを得ない政策である。即ち、今日オーストリアがその獨立を維持しようとするがためには、窮乏せる農民及失業者並に希望を失へる青年大衆が、オーストリアの一つの生きる道である獨逸合併を主張するナチスの運動に共鳴してその運動に投ずることを防止するためには、ナチスの運動を弾壓すると共に失業救済、農民救済等の事業を必要とするのである。政府は現に失業救済のために二億七千萬シリングの公債を募集したのであるが、これ等の事業に對しては、ユダヤ人實業家の援助が必要であり、また一般に大勢力を有して居るカトリック僧侶階級の支持が不可欠である。然るにそれ等のユダヤ人實業家階級は、ナチス政權が猛烈なユダヤ人の弾壓、排撃を行つて居るのに對して非常な反感を抱いて居るのは當然で、従つて獨逸合併には反對でありナチス運動弾壓を喜び、またカトリック僧侶の階級もナチス政權の宗教政策に多大の不滿を有するから獨逸合併には反對し復辟を支持して居る。故に政府としてはユダヤ人及カトリック教徒兩勢力の意志を尊重して、ナチスの運動を弾壓して、復辟運動を公認しその支持を得るの政策に出で

たのであると傳へられて居る。

かうしたオーストリア現政府の態度に對して、ドイツは勿論非常に不滿である。従つてドイツはこの情勢に對して、局面の轉換を計らうとする種々な工作を試みて居るのであり、過般の獨逸外相のウィーン訪問の如きも、その一つの現れであると思はれるのであるが、他面上記の二月十四日のシュニニック首相の、ナチス排撃の演説は獨逸外相の來訪に對する豫防線であつたとも見られる。果せる哉獨逸外相のウィーン訪問の結果は、全く實現不可能と思はれる程度の文化提携に關する協力を約したのに止まり、何等政治的の收穫はなかつたと傳へられて居るのである。のみならず、獨逸外相の來訪を機會として、ウィーンに於てナチスの示威運動等が行はれた結果、却てオーストリア政府の態度を硬化せしめ、ドイツに對する警戒を強めた模様である。

然し乍ら三月六日に、イタリアが突然復辟反對の態度を表明したことは、獨逸協力の強さを示したもので、オーストリアの復辟問題もイタリアがドイツに對する關係より公然の支持を肯ぜざる以上、今日のところでは單なる國內政策に利用されるに止まり、對外的には進展し得ないと見るのが妥當であらう。が、その推移は歐洲政局の動きを見る上から、勿論注目すべきである。

三 新ロカルノ條約を中心として

スペインの動亂に擾亂され、ベルギーの中立復歸宣言(週報第五號、ベルギーの投じた歐洲平和への

一波紋(参照)に一頓挫を來した新ロカルノ條約案は、ドイツがライオンランド駐兵を實施して以來、正に一年に及ぶ今日に至つて、今尙何等具體的結果を見るに至らないのである。以て如何に舊ロカルノ條約を締結(締結)んだ國である、英佛白獨伊五箇國今日の關係が複雑であり、その對立が深刻となつて居るかといふことが如實に窺はれる。

昨年十一月四日附のイギリスの覺書に對して、ドイツは本年の三月十二日に回答を發した。この回答はイタリーとの諒解の上に發せられたものであると發表されて居るが、内容は未だ不明である。今日まで傳へられて居るところによれば、イギリスは英佛獨三國間の相互援助を主張し、フランスは英佛白獨伊五國間の全體的相互援助條約を提議して居るのである。而もこれに關聯してベルギーの中立問題がある。即ちベルギーは昨年十月の中立宣言によつて、昨年三月の佛白參謀本部間の協定による義務からも離脱しようと望んで居り、またロカルノ條約關係國がベルギーの中立復歸に賛成であるならば、中立問題は新ロカルノ會議と切り離して決定されることを欲して居ると見られて居るが、ドイツはベルギーの中立に關しては獨佛兩國に於て共同の保障を與へることを考へて居る模様である。ドイツの回答に對してイギリスが如何なる態度になるかは勿論豫測し得ないところであるが、ドイツの回答がイタリーとの諒解の上で發せられたものである以上、英獨伊の間に漸次意見の接近しつゝあることは想像される。然し五國の全體的相互援助を提議して居るフランスが如何なる態度に出でるか、英獨伊と佛との間には未だ相當意見の開きがあると見られるので、この間の妥協は相當困難である。

らう。更にベルギーの中立問題は、聯盟規約第十六條の問題とも關聯して居るので、これに就ては英佛等も頗る慎重な態度を執つて居るので、問題の解決を見るまでには、猶幾多の曲折があるであらう。

イギリスは、小協(小協)商國その他を率ゐて反ドイツブロックを形成して居るフランスを支持して、獨伊のブロックとの勢力均衡を保たしめ、ヨーロッパの安定を計るといふ傳統的の政策は、依然として變らないのであるが、而も最近に於ける國內のフアンシズム擡頭の情勢に鑑みて、ドイツとの接近を警戒して居る模様で、リッベントロップ大使の英獨親善政策の提議に對しても、寧ろそれを敬遠して居るやうにも見えるのである。かうしたイギリスの態度がスペイン問題及ロカルノ會議等に對して相當重大な影響を與へつゝあることは勿論である。

ドイツのスペイン問題に對する態度が最近に於て頗る消極的になつたことは、注目すべきことであらう。ドイツがかうした消極的な態度を執るに至つた理由は、軍備及財政上の理由からスペイン問題にあまり深入りし過ぎて戦争に捲き込まれることを惧れること等によるものであると云はれて居る。然しドイツがかやうに消極的な態度となつたのに比べて、イタリーはスペイン義勇兵撤退問題に對しても極めて強硬な態度を執つて居るのであるが、このイタリーが英佛蘇の反獨伊ブロックの勢力に對抗するために、果してドイツを何處まで引摺つて行くか、またドイツが何處までイタリーと歩調を揃へて行くかといふことは頗る注目すべき問題であり、或はこの邊にスペイン問題解決の鍵があるのではないかとも思はれる。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- 國有財産法ヲ臺灣ニ施行スルノ件(三月二十七日公布)
- 關東州國有財産令(三月三十一日公布)
- 國有財産法ヲ樺太ニ施行スルノ件(四月一日公布)
- 南洋群島國有財産令(四月一日公布)
- 南滿洲鐵道附屬地印紙稅令(三月二十九日公布)
- 南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル內國稅ニ關スル事務ヲ執行セシムル爲臨時關東稅務署ヲ設置スルノ件(三月二十九日公布)
- 南滿洲鐵道附屬地ニ於テ之ヲ大體同様の内容ヲ有する印紙稅ヲ實施するもので、四月一日より施行された。又、之に伴つて、關東稅務署に關係職員若干名を増員したものである。
- 家屋ノ賃賃價格ノ改訂ニ關スル件(三月二十九日公布)
- 日本無線電信株式會社施行令中改正ノ件(三月三十日公布)
- 恩給法施行令中改正ノ件(三月三十一日公布)
- 昭和八年勅令第二百八十三號米穀統制法第九條ノ規定ニ依リ米穀其ノ他ノ輸入稅增加ノ件(三月三十一日公布)

國際經濟週報

同盟通信社は内外に汎く通商情報を提供し、政治・社會・經濟・商況・スポーツ等あらゆる社會の出來事に關するニュースを日々刻々蒐集してゐます。毎日入電する外國電報のみでも、その種類は五、六千紙乃至一萬數千紙に達してゐます。これらのニュースは「同盟」なるクレジットを附して或はラヂオのニュース時間にも放送され、或は全國各地の日刊新聞紙に掲載されてゐます。

國際經濟週報は「同盟」のこの通商情報をもつて成る經濟雜誌で、財政・經濟各般の最新の問題に關する解説は下記の如く、殊更一方に偏するなかつ精細正確を期し、編輯を博してゐます。又新鮮な資料の豊富さは類誌の範疇に及し得るところであります。經濟學徒、財政研究家の座右になつてはならぬ好資料として敢て本誌を推薦する所以であります。

最新號内容一斑

▽三月十八日號△
展開された租稅通關戰爭
地方財政調整交付金の増額
輸出統制稅及び關稅改正論争
ドイツ經濟の全面的解體
フランスの財政危機と新通貨政策
訪支經濟使節の使命とその役割
支那中央銀行改組問題
中國農民銀行の兌換券制限
哈爾濱境界の危機とその更張策
一九三三年の滿洲國對外貿易趨勢
日英海運戰の前途、海運競争
世界的な海運景氣と我が船舶界
國民政府外交部長、王寵惠

▽三月廿五日號△
世界的商品プールの展開
物價の世界的昂騰
棉花消費の増大
小麦も供給不足
鐵鋼飢饉時代來る
ゴム需給の逼迫
砂糖需給の改善
公債消化と產業金融の積極化
生保の金融勢力増大と債券投資
對中南米貿易の變調と前途
昭和十一年の綿布輸出の趨勢
羊毛製品昨年の輸出状況
上海における生活費の奔騰
隨處上アルミ工業とその前途

毎週一回木曜日發行

一部	廿五錢
一ヶ月分	一圓
一ヶ年分	十圓

(五十二號)

同盟通信社

東京市京橋區銀座西七ノ一
振替貯金口座東京八五〇〇〇番

週報

號六十二第

日四十月四年二十和昭

○絲價安定施設法に就て
(農林省蠶絲局)

○滿鐵の躍進
(對滿事務局)

○獨逸の勞働奉仕團制度
(外務省情報部)

—(國際時事解説)—

官報附録

昭和十二年四月七日第一日第三種郵便物認可
昭和十二年四月十四日第一日第三種郵便物認可
昭和十二年四月十四日第一日第三種郵便物認可

五錢

週報

昭和十二年四月一日第三種郵便物認可

昭和十二年四月七日第一日第三種郵便物認可

昭和十二年四月十四日第一日第三種郵便物認可

(本書の大きさは國定規格A5判)

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛	一ヶ年(前金) 五錢
電話九ノ内線三五二一九	二圓四十錢
振替東京一九〇〇番	(外國郵便に依る地) 要送料
全國各地官報販賣所	(横は二圓四十錢)
東都書籍株式會社	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
東京市神田區錦旗町一ノ三	
振替東京九三九〇番	
最寄書店・驛賣店	

官報附録週報別刷

昭和十二年四月七日印刷發行

編輯者 情報委員 會
東京市神田區水田町
印刷者 内閣印刷局
東京市神田區大子町